

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【計算期間】	第1期（自 平成22年6月21日 至 平成23年5月12日）
【ファンド名】	新興国株式インデックスオープン
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式一般) 資産複合 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
			ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
					その他 (MSCI エ マージング・ マーケット・ インデックス (円換算ベー ス))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

■ファンドの目的

新興国の株式等を実質的な主要投資対象とし、新興国の株式の指標であるMSCI エマージング

・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

1

「**新興国株式インデックスマザーファンド**」を通じて、**新興国の株式等（DR（預託証券）※を含みます。）**への投資を行います。

新興国株式インデックスマザーファンドの株式の実質投資比率は原則として高位を維持します。

ただし、対象インデックスとの連動性を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

※DR（預託証券）とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

2

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）（注）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

3

原則として、為替ヘッジは行いません。

・為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

＜ファンドの仕組み＞

運用は主に新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



＜主な投資制限＞

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

＜分配方針＞

- ・年1回の決算時（5月12日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

（注）MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年6月21日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資↓↑損益	
マザーファンド	
投資↓↑損益	
有価証券等	

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成23年5月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成23年5月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。）に直接投資することがあります。

新興国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式等を実質的な投資を行い、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする新興国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。))で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。))または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。)
 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限ります。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1項で定めるものをいい、1. から5. に該当するものを除きます。)
 7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。)
 8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<新興国株式インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

②投資態度

新興国の株式等を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

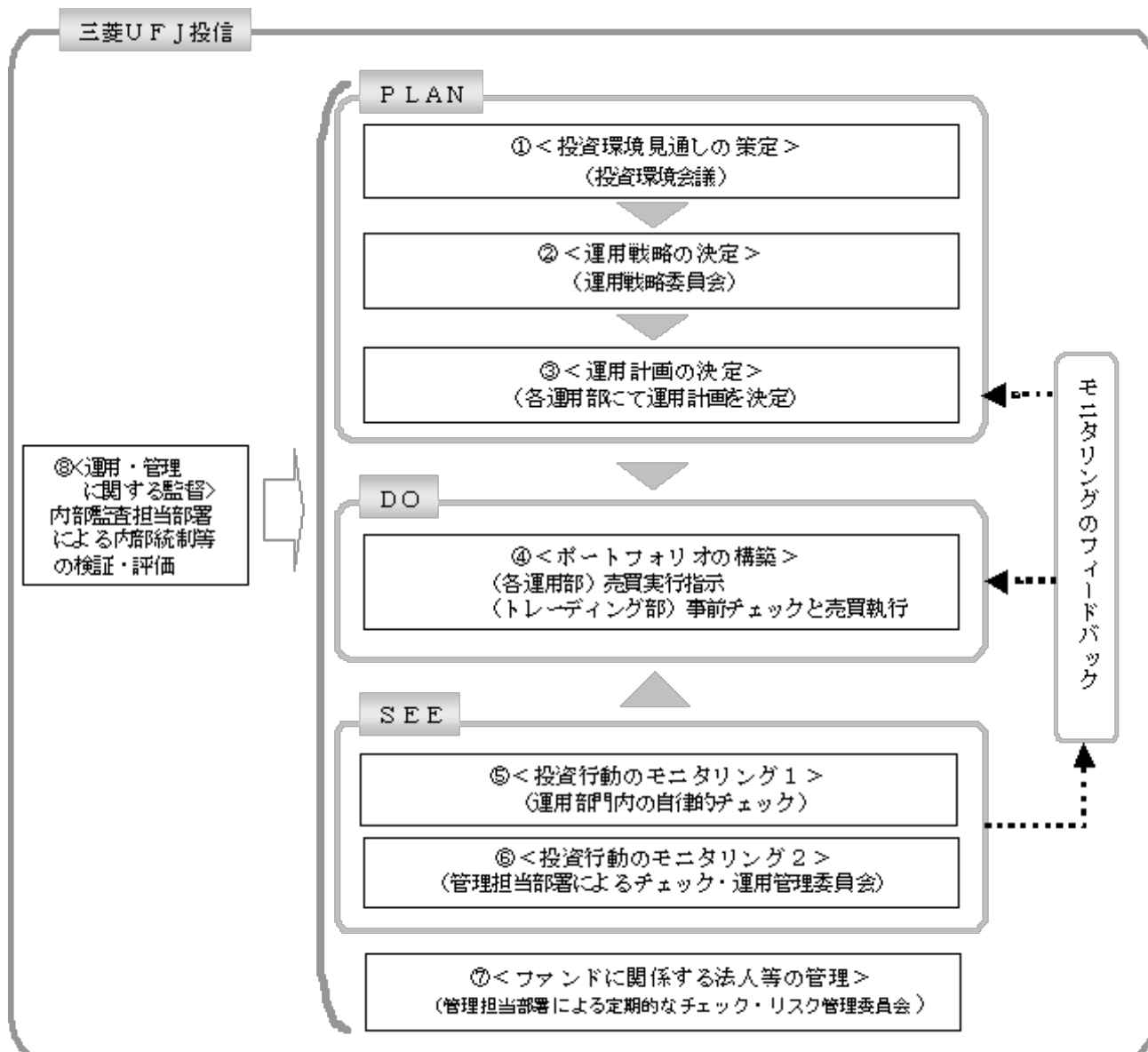
⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

⑦金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

⑧外国為替予約取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成23年8月12日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換

社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧有価証券の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金を

もって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または⑧の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

④カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当

する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、新興国特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因により乖離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.15%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.05%[※]（税抜 年1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.483% [※] （税抜 年0.46%）	年0.483% [※] （税抜 年0.46%）	年0.084% [※] （税抜 年0.08%）

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]となります。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率[※]で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年5月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	114,065,395	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	8,119	0.01
純資産総額		114,073,514	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成23年5月31日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限	
							(年/月/日)	
日本	新興国株式インデックスマ ザーファンド	親投資信託 受益証券	—	69,315,384	1.6645 1.6456	115,375,457 114,065,395	— —	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成23年5月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成23年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成23年 5月12日)	111,730,975 (分配付) 111,529,606 (分配落)	11,097 (分配付) 11,077 (分配落)
平成22年 6月末日	5,214,168	9,428
7月末日	19,608,191	10,019
8月末日	13,235,758	9,541
9月末日	22,688,658	10,433
10月末日	44,707,563	10,404
11月末日	55,762,481	10,646
12月末日	68,943,659	10,873
平成23年 1月末日	83,687,592	10,789
2月末日	98,893,140	10,533
3月末日	115,983,920	11,343
4月末日	119,966,067	11,650
5月末日	114,073,514	10,939

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	20円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	10.97

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	151,579,470	50,894,796	100,684,674

<参考>

「新興国株式インデックスマザーファンド」

（１）投資状況

平成23年5月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,966,762,400	22.09
	香港	1,492,106,673	16.76
	韓国	1,132,618,588	12.72
	台湾	854,630,993	9.60
	ブラジル	836,630,044	9.40
	南アフリカ	608,867,635	6.84
	メキシコ	353,839,993	3.97
	マレーシア	257,065,781	2.89
	インドネシア	221,009,400	2.48
	ポーランド	150,116,492	1.69
	タイ	145,379,497	1.63
	トルコ	106,631,516	1.20
	ロシア	61,530,084	0.69
	フィリピン	57,097,308	0.64
	チェコ	36,940,750	0.41
	ハンガリー	32,954,379	0.37
投資証券	アメリカ	53,699,628	0.60
	フランス	53,105,159	0.60
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	483,472,992	5.42
純資産総額		8,904,459,312	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成23年5月31日現在

（単位：円）

資産の種類	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	455,719,168	5.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成23年5月31日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	数量	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）		
アメリカ	GAZPROM OAO-SPON ADR	株式	エネルギー	143,000	1,209.15 1,160.62	172,909,308 165,969,804	— —	1.86
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	半導体・ 導体製造装置	2,320	67,078.40 66,476.80	155,621,888 154,226,176	— —	1.73
アメリカ	PETROLEO BRASILEIRO S.A. -ADR	株式	エネルギー	49,500	2,777.41 2,793.59	137,482,250 138,282,962	— —	1.55
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	株式	半導体・ 半導体製造装置	580,000	211.47 211.78	122,655,000 122,833,560	— —	1.38
香港	CHINA MOBILE LTD	株式	電気通信 サービス	155,500	751.40 726.96	116,842,700 113,042,280	— —	1.27
香港	IND & COMM BK OF CHINA-H	株式	銀行	1,516,350	66.76 66.35	101,243,656 100,612,855	— —	1.13
アメリカ	VALE SA-SP ADR	株式	素材	38,500	2,453.89 2,578.45	94,475,119 99,270,494	— —	1.11
香港	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	株式	銀行	1,295,550	74.98 75.19	97,145,521 97,414,995	— —	1.09
香港	CNOOC LTD	株式	エネルギー	490,000	192.92 198.64	94,552,832 97,333,600	— —	1.09
メキシコ	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	株式	電気通信 サービス	390,000	212.51 212.93	82,880,967 83,044,065	— —	0.93
ブラジル	VALE SA-PREF A	株式	素材	31,300	2,186.99 2,269.06	68,452,855 71,021,621	— —	0.80
アメリカ	LUKOIL OAO-SPON ADR	株式	エネルギー	14,000	5,123.74 5,055.00	71,742,944 70,770,000	— —	0.79
南アフリ カ	MTN GROUP LTD	株式	電気通信 サービス	42,000	1,645.48 1,664.24	69,110,496 69,898,080	— —	0.78
アメリカ	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	株式	ソフトウェア ・サービス	14,000	5,205.43 4,986.25	72,876,115 69,807,528	— —	0.78
ブラジル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	株式	エネルギー	57,200	1,216.34 1,219.89	69,575,025 69,777,868	— —	0.78
韓国	HYUNDAI MOTOR CO	株式	自動車・ 自動車部品	3,700	18,612.00 18,724.80	68,864,400 69,281,760	— —	0.78
香港	BANK OF CHINA LTD-H	株式	銀行	1,550,000	44.30 44.20	68,671,200 68,510,000	— —	0.77
香港	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ソフトウェア ・サービス	28,000	2,193.04 2,269.28	61,406,520 63,539,840	— —	0.71
アメリカ	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	株式	エネルギー	18,500	3,443.87 3,392.91	63,711,602 62,768,946	— —	0.70
ロシア	SBERBANK OF RUSSIA(GDR)	株式	銀行	2,100	29,648.85 29,300.04	62,262,585 61,530,084	— —	0.69
アメリカ	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	株式	銀行	33,590	1,852.15 1,821.41	62,213,785 61,181,417	— —	0.69
アメリカ	BANCO BRADESCO-ADR	株式	銀行	36,199	1,577.16 1,595.76	57,097,298 57,765,003	— —	0.65
香港	PETROCHINA CO LTD-H	株式	エネルギー	505,000	112.32 113.77	56,721,600 57,456,880	— —	0.65
台湾	HTC CORP	株式	テクノロジー・ ハードウェア および機器	16,757	3,313.50 3,299.40	55,524,319 55,288,045	— —	0.62
アメリカ	ISHARES MSCI INDIA ETF	投資証券	—	92,600	592.85 579.90	54,897,947 53,699,628	— —	0.60
アメリカ	ICICI BANK LTD-SPON ADR	株式	銀行	14,000	3,851.50 3,805.40	53,921,078 53,275,656	— —	0.60
フランス	LYXOR ETF MSCI INDIA	投資証券	—	41,000	1,317.92 1,295.24	54,034,738 53,105,159	— —	0.60
アメリカ	HDFC BANK LTD-ADR	株式	銀行	3,900	12,939.18 13,024.10	50,465,493 50,794,014	— —	0.57
韓国	HYUNDAI MOBIS	株式	自動車・ 自動車部品	1,800	26,320.00 27,786.40	47,376,000 50,015,520	— —	0.56
香港	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	株式	保険	175,000	278.72 279.76	48,776,000 48,958,000	— —	0.55

(注1) 株式の数量は株式数、投資証券の数量は口数です。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成23年5月31日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	エネルギー	13.81
	素材	14.08
	資本財	5.27
	運輸	1.58
	自動車・自動車部品	3.11
	耐久消費財・アパレル	1.34
	消費者サービス	0.48
	メディア	0.81
	小売	1.24
	食品・生活必需品小売り	1.79
	食品・飲料・タバコ	3.69
	家庭用品・パーソナル用品	0.73
	ヘルスケア機器・サービス	0.37
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.51
	銀行	16.49
	各種金融	2.19
	保険	2.47
	不動産	1.66
	ソフトウェア・サービス	2.35
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.92
	電気通信サービス	6.77
	公益事業	3.19
	半導体・半導体製造装置	5.54
	小計	93.37
投資証券	—	1.20
合 計		94.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

平成23年5月31日現在

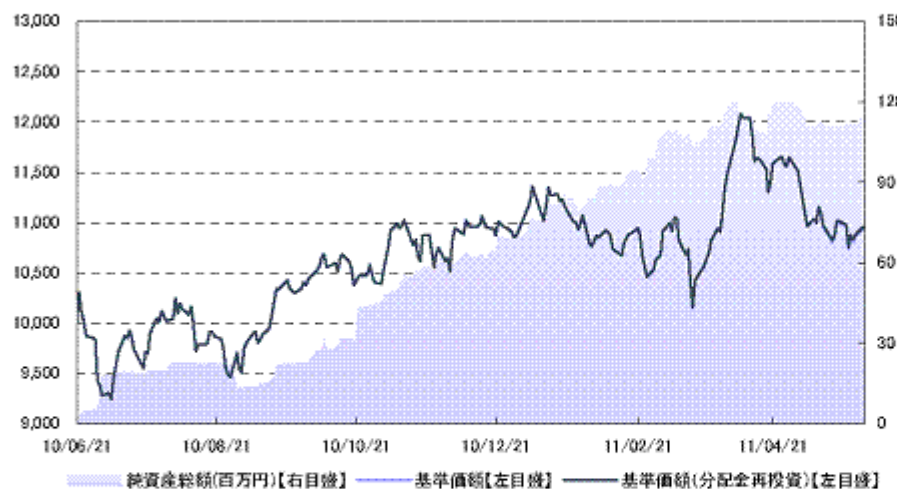
資産の種類	取引所名	建別	数量 (枚)	通貨	簿価	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引								
EMINI MS (2011年6月限)	シカゴ商業取引所	買建	98	アメリカ ドル	5,593,890.00	5,634,510.00	455,719,168	5.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

[参考情報]

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2011年05月31日)



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示

・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

2 分配の推移

2011年5月	20円
設定来累計	20円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2011年05月31日現在)

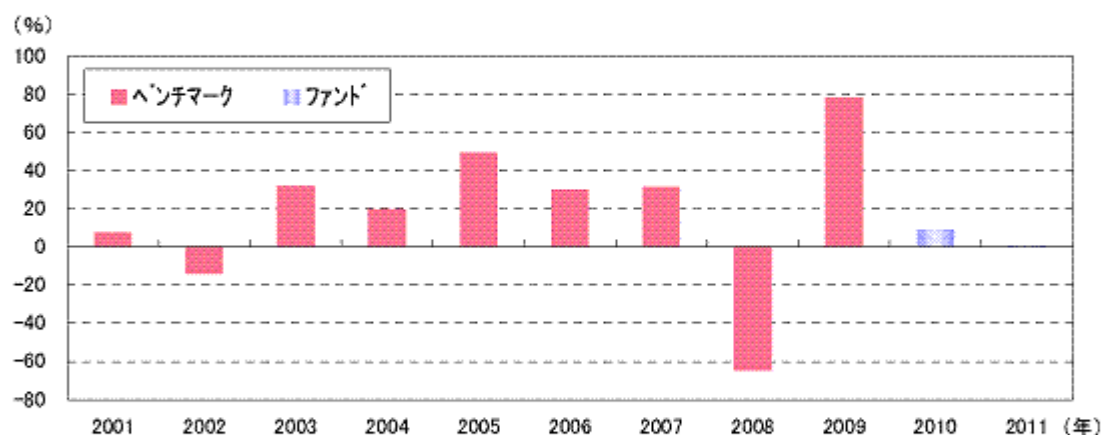
通貨別構成	比率
アメリカドル	24.5%
香港ドル	17.4%
韓国ウォン	13.2%
ニュー台湾ドル	10.0%
ブラジルレアル	9.7%
南アフリカランド	7.1%
メキシコペソ	4.2%
マレーシアリンギット	2.9%
その他	11.0%
合計	100.0%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	アメリカ	1.9%
2 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	韓国	1.7%
3 PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	エネルギー	アメリカ	1.6%
4 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	1.4%
5 CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	香港	1.3%
6 IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	香港	1.1%
7 VALE SA-SP ADR	素材	アメリカ	1.1%
8 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	香港	1.1%
9 CNOOC LTD	エネルギー	香港	1.1%
10 AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	メキシコ	0.9%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	5.1%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2010年は設定日から年末までの、2011年は5月31日までの収益率を表示

・2009年以前はベンチマークの年間収益率(委託会社の計算日基準)を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 香港取引所の休業日 香港の銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×3.15%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取り引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 香港取引所の休業日 香港の銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成22年6月21日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年5月13日から翌年5月12日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	--

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
----	---------------------------------

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1期計算期間は、約款第39条により、平成22年6月21日から平成23年5月12日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年6月21日から平成23年5月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

新興国株式インデックスオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期	
[平成23年5月12日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	489,572
親投資信託受益証券	111,506,249
未収入金	135,921
未収利息	1
流動資産合計	112,131,743
資産合計	112,131,743
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	201,369
未払受託者報酬	31,968
未払委託者報酬	367,608
その他未払費用	1,192
流動負債合計	602,137
負債合計	602,137
純資産の部	
元本等	
元本	※1 100,684,674
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,844,932
（分配準備積立金）	3,005,090
元本等合計	111,529,606
純資産合計	111,529,606
負債純資産合計	112,131,743

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成22年 6月21日 至 平成23年 5月12日
営業収益	
受取利息	121
有価証券売買等損益	6,066,194
営業収益合計	6,066,315
営業費用	
受託者報酬	45,068
委託者報酬	518,192
その他費用	1,633
営業費用合計	564,893
営業利益	5,501,422
経常利益	5,501,422
当期純利益	5,501,422
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,294,963
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,504,715
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,504,715
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,664,873
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,664,873
分配金	※1 201,369
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,844,932

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 1 期 (自 平成22年 6月21日 至 平成23年 5月12日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 [平成23年5月12日現在]
※ 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	150,579,470円
期中一部解約元本額	50,894,796円
2 計算期間末日における受益権の総数	100,684,674口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1077円 (11,077円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成22年6月21日 至 平成23年5月12日)

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	905,170円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,301,289円
収益調整金額	C	7,839,842円
分配準備積立金額	D	—
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,046,301円
当ファンドの期末残存口数	F	100,684,674口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,097円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	201,369円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 1 期 (自 平成22年 6月21日 至 平成23年 5月12日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびカントリーリスクに晒されております。 (1) 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、株価の変動による価格変動リスクを有しております。 (2) 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
------------------	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 1 期 [平成23年5月12日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 2 時価の算定方法	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。 (1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成23年5月12日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	4,237,973
合計	4,237,973

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数 (口)	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	新興国株式インデックスマザーファンド	66,950,615	111,506,249	
	親投資信託受益証券 小計	66,950,615	111,506,249	
合計		66,950,615	111,506,249	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「新興国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「新興国株式インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	〔平成23年5月12日現在〕
	金 額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	403,128,719
コール・ローン	101,571,564
株式	8,182,033,658
投資証券	108,730,219
派生商品評価勘定	177,672
未収入金	3,319,257
未収配当金	25,231,805
未収利息	221
差入委託証拠金	102,984,706
流動資産合計	8,927,177,821
資産合計	8,927,177,821
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,049,378
未払金	236,046,646
未払解約金	288,817
流動負債合計	247,384,841
負債合計	247,384,841
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	5,211,421,010
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,468,371,970
元本等合計	8,679,792,980
純資産合計	8,679,792,980
負債純資産合計	8,927,177,821

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	（自 平成22年 6月21日 至 平成23年 5月12日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式および投資証券は移動平均法、株式および投資証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成23年5月12日現在]
※ 1 期首	平成22年6月21日
期首元本額	3,238,118,523円
期首からの追加設定元本額	2,688,557,117円
期首からの一部解約元本額	715,254,630円
元本の内訳*	
F P バランスファンド（安定型）	4,720,481円
F P バランスファンド（安定成長型）	32,979,489円
eMAX I S 新興国株式インデックス	4,924,493,089円
三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド	127,368,957円
新興国株式インデックスオープン	66,950,615円
eMAX I S 全世界株式インデックス	54,908,379円
（合 計）	5,211,421,010円
2 計算期間末日における受益権の総数	5,211,421,010口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6655円 (16,655円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成22年 6月21日 至 平成23年 5月12日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式および投資証券を実質的な主要投資対象としております。株式および投資証券の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびカントリーリスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成23年5月12日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	[平成23年5月12日現在]
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	876,206,421
投資証券	△12,045,747
合計	864,160,674

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

区 分	種 類	[平成23年5月12日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価	評 価 損 益
			うち1年超	(円)	(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	435,992,982	—	424,949,684	△11,043,298
	合 計	435,992,982	—	424,949,684	△11,043,298

（注）時価の算定方法

1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

区 分	種 類	〔平成23年5月12日現在〕			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	香港ドル	20,880,000	—	20,880,000	—
	マレーシアリングット	9,750,528	—	9,756,000	5,472
	タイバーツ	8,614,080	—	8,608,000	△6,080
	インドネシアルピア	13,328,000	—	13,440,000	112,000
	韓国ウォン	22,533,000	—	22,590,000	57,000
	ニュー台湾ドル	11,356,800	—	11,360,000	3,200
合 計		86,462,408	—	86,634,000	171,592

（注）時価の算定方法

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通 貨	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
アメリカドル					
	ADVANCED SEMICONDUCTOR E-ADR	37,758	5.930000	223,904.94	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	5,200	52.350000	272,220.00	
	AU OPTRONICS CORP-SPON ADR	26,392	8.090000	213,511.28	
	AXIS BANK LTD- GDR REG S	10,000	27.300000	273,000.00	
	BANCO BRADESCO-ADR	29,199	19.640000	573,468.36	
	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	2,700	90.550000	244,485.00	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	4,600	64.480000	296,608.00	
	CEMIG SA -SPONS ADR	9,487	19.320000	183,288.84	
	CENTRAIS ELETRICAS BR-SP ADR	13,500	14.160000	191,160.00	
	CHUNGHWA TELECOM LTD-ADR	10,240	32.200000	329,728.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	4,500	39.850000	179,325.00	
	CIA SIDERURGICA NAEL-SP ADR	13,000	14.150000	183,950.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	12,500	31.700000	396,250.00	
	CPFL ENERGIA SA-ADR	1,100	88.810000	97,691.00	
	CREDICORP LTD	1,600	99.610000	159,376.00	
	DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	6,500	36.920000	239,980.00	
	ECOPETROL SA-SPONSORED ADR	9,500	43.180000	410,210.00	
	EMPRESA NAC ELEC-CHIL-SP ADR	5,100	56.140000	286,314.00	
	ENERSIS S.A. -SPONS ADR	12,500	21.180000	264,750.00	
	FEDERAL HYDROGENERATING-ADR	42,000	5.050000	212,100.00	
	FIBRIA CELULOSE SA-SPON ADR	5,819	15.370000	89,438.03	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	143,000	14.950000	2,137,850.00	
	GERDAU SA -SPON ADR	16,500	10.530000	173,745.00	
	HDFC BANK LTD-ADR	3,100	161.180000	499,658.00	
	HON HAI PRECISION-GDR REG S	21,840	7.850000	171,444.00	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	14,000	47.620000	666,680.00	
	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	14,000	64.360000	901,040.00	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	20,000	6.792000	135,840.00	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	33,590	22.900000	769,211.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC-ADR	2,300	50.960000	117,208.00	
	KOREA ELEC POWER CORP-SP ADR	8,500	13.210000	112,285.00	
	KT CORP-SP ADR	11,000	20.740000	228,140.00	
	LAN AIRLINES SA-SPON ADR	9,000	28.560000	257,040.00	
	LARSEN & TOUBRO-GDR REG S	9,000	34.100000	306,900.00	
	LG DISPLAY CO LTD-ADR	3,000	18.380000	55,140.00	
	LUKOIL OAO-SPON ADR	12,000	63.800000	765,600.00	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	6,000	28.250000	169,500.00	
	MAHINDRA & MAHINDRA-SPON GDR	17,000	15.570000	264,690.00	
	MECHEL-SPONSORED ADR	5,400	25.390000	137,106.00	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	20,000	25.890000	517,800.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	15,000	20.710000	310,650.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	2,300	136.200000	313,260.00	
	NOVOLIPET STEEL-GDR REG S	2,000	36.450000	72,900.00	
	ORASCOM CONSTRUCTION-GDR	4,500	41.300000	185,850.00	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	49,500	34.340000	1,699,830.00	
	POLYUS GOLD-SPONSORED ADR	1,900	33.900000	64,410.00	
	POSCO-ADR	500	107.450000	53,725.00	
	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	5,000	57.440000	287,200.00	
	RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	18,500	42.580000	787,730.00	
	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	43,000	8.390000	360,770.00	
	SAMSUNG ELECTR-GDR REGS	1,300	409.000000	531,700.00	
	SASOL LTD-SPONSORED ADR	4,200	52.180000	219,156.00	
	SEVERSTAL - GDR REG S	9,000	16.940000	152,460.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	3,700	1.403000	5,191.10	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP-ADR	1,400	92.850000	129,990.00	
	SILICONWARE PRECISION-SP ADR	16,200	6.790000	109,998.00	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	4,000	26.500000	106,000.00	
	SK TELECOM CO LTD-ADR	2,700	19.540000	52,758.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	5,500	34.890000	191,895.00	
	STATE BANK OF INDIA-SPON GDR	2,000	126.900000	253,800.00	

STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	23,500	15.420000	362,370.00	
SURGUTNEFTEGAS-SP ADR	23,000	9.590000	220,570.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	16,114	13.500000	217,539.00	
TATA MOTORS LTD-SPON ADR	15,500	26.360000	408,580.00	
TATNEFT-SPONSORED ADR	7,366	40.540000	298,617.64	
TELE NORTE LESTE PART-ADR	2,500	16.600000	41,500.00	
TELEKOMUNIK INDONESIA-SP ADR	2,800	35.900000	100,520.00	
TURKCELL ILETISIM HIZMET-ADR	11,000	14.060000	154,660.00	
UNITED MICROELECTRON-SP ADR	69,900	2.770000	193,623.00	
URALKALI-SPON GDR-REG S	7,500	40.050000	300,375.00	
VALE SA-SP ADR	38,500	30.340000	1,168,090.00	
VTB BANK OJSC-GDR-REG S	21,400	6.100000	130,540.00	
WIPRO LTD-ADR	22,000	13.790000	303,380.00	
WOORI FINANCE HOLDINGS-ADR	2,600	39.750000	103,350.00	
アメリカドル 小 計	1,088,305	—	23,600,623.19 (1,915,190,571)	
香港ドル				
AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	30,000	12.520000	375,600.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	370,000	4.600000	1,702,000.00	
AIR CHINA LTD-H	26,000	8.100000	210,600.00	
ALIBABA.COM LTD	50,000	13.580000	679,000.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	68,000	7.030000	478,040.00	
ANGANG STEEL CO LTD-H	24,000	9.860000	236,640.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	32,000	34.200000	1,094,400.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H NEW	16,000	34.200000	547,200.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	65,000	13.360000	868,400.00	
BANK OF CHINA LTD-H	1,550,000	4.260000	6,603,000.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	129,000	7.990000	1,030,710.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	10,000	3.850000	38,500.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	8,000	42.000000	336,000.00	
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	73,000	15.180000	1,108,140.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	150,000	7.720000	1,158,000.00	
BYD CO LTD-H	10,500	27.650000	290,325.00	
CHANGSHA ZOOMLION HEAVY IN-H	40,000	18.880000	755,200.00	
CHAODA MODERN AGRICULTURE	40,000	5.040000	201,600.00	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	14,000	9.050000	126,700.00	
CHINA BLUECHEMICAL LTD - H	16,000	6.670000	106,720.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	200,000	5.470000	1,094,000.00	
CHINA COAL ENERGY CO-H	38,000	10.160000	386,080.00	
CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	63,000	6.820000	429,660.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	10,000	4.990000	49,900.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,295,550	7.210000	9,340,915.50	
CHINA COSCO HOLDINGS-H	70,000	7.280000	509,600.00	
CHINA DONGXIANG GROUP CO	140,000	2.730000	382,200.00	
CHINA EVERBRIGHT LTD	54,000	16.460000	888,840.00	
CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO	87,000	10.700000	930,900.00	
CHINA INTL MARINE CONTAINER-B	9,300	16.380000	152,334.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	175,000	26.800000	4,690,000.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	26,000	8.150000	211,900.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	26,000	24.950000	648,700.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	87,550	19.740000	1,728,237.00	
CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	42,000	34.950000	1,467,900.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	48,000	7.410000	355,680.00	
CHINA MOBILE LTD	155,500	72.250000	11,234,875.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	38,000	16.460000	625,480.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H-NEW	38,000	16.460000	625,480.00	
CHINA OILFIELD SERVICES-H	68,000	14.900000	1,013,200.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	86,000	14.900000	1,281,400.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	45,000	33.050000	1,487,250.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	400,000	7.670000	3,068,000.00	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-H	60,000	7.100000	426,000.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	83,000	4.050000	336,150.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	140,000	7.600000	1,064,000.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE	18,000	30.950000	557,100.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	36,000	13.680000	492,480.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	32,000	15.760000	504,320.00	
CHINA SHANSHUI CEMENT GROUP	100,000	8.710000	871,000.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	93,000	35.000000	3,255,000.00	
CHINA SHIPPING CONTAINER-H	161,000	3.140000	505,540.00	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	40,000	8.230000	329,200.00	

CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	26,000	21.900000	569,400.00	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	370,000	4.530000	1,676,100.00	
CHINA TRAVEL INTL INV HK	38,000	1.550000	58,900.00	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	148,000	15.700000	2,323,600.00	
CHINA VANKE CO LTD -B	84,951	10.500000	891,985.50	
CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	20,000	27.600000	552,000.00	
CITIC PACIFIC LTD	50,000	21.900000	1,095,000.00	
CNOOC LTD	440,000	18.620000	8,192,800.00	
COSCO PACIFIC LTD	80,000	15.900000	1,272,000.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	188,000	3.070000	577,160.00	
CSR CORP LTD - H	80,000	7.980000	638,400.00	
DATANG INTL POWER GEN CO-H	200,000	3.020000	604,000.00	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-H	5,600	29.800000	166,880.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	68,000	12.440000	845,920.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	12,000	27.900000	334,800.00	
EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	240,000	5.350000	1,284,000.00	
FOSUN INTERNATIONAL	93,000	6.110000	568,230.00	
FUSHAN INTERNATIONAL ENERGY	28,000	5.560000	155,680.00	
GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	400,000	5.580000	2,232,000.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	40,000	2.990000	119,600.00	
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	40,000	21.350000	854,000.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES	310,000	2.720000	843,200.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	60,000	13.480000	808,800.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	116,000	4.080000	473,280.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	60,675	8.840000	536,367.00	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	39,200	10.240000	401,408.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	22,000	64.600000	1,421,200.00	
HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	5,000	11.940000	59,700.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	86,000	4.490000	386,140.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	1,516,350	6.420000	9,734,967.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	10,000	8.510000	85,100.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	50,000	24.650000	1,232,500.00	
KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	3,500	41.750000	146,125.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	106,000	13.460000	1,426,760.00	
LENOVO GROUP LTD	218,000	4.400000	959,200.00	
LI NING CO LTD	20,500	14.400000	295,200.00	
LONGFOR PROPERTIES	100,000	12.540000	1,254,000.00	
MAANSHAN IRON & STEEL-H	14,000	4.090000	57,260.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	18,000	8.150000	146,700.00	
PARKSON RETAIL GROUP LTD	64,000	12.240000	783,360.00	
PETROCHINA CO LTD-H	505,000	10.800000	5,454,000.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	100,000	10.180000	1,018,000.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	42,000	82.650000	3,471,300.00	
POLY HONG KONG INVESTMENTS	90,000	6.090000	548,100.00	
RENHE COMMERCIAL HOLDINGS	354,000	1.280000	453,120.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	16,000	11.800000	188,800.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H NEW	16,000	11.800000	188,800.00	
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	24,000	4.230000	101,520.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	5,000	29.800000	149,000.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	54,500	10.340000	563,530.00	
SHUI ON LAND LTD	67,600	3.480000	235,248.00	
SINOFERT HOLDINGS LTD	20,000	3.640000	72,800.00	
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS	130,000	4.280000	556,400.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	24,000	3.740000	89,760.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	30,000	29.100000	873,000.00	
SOHO CHINA LTD	150,000	6.630000	994,500.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	22,000	209.800000	4,615,600.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	28,000	20.200000	565,600.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	2,000	43.950000	87,900.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	155,000	7.250000	1,123,750.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	6,000	49.900000	299,400.00	
YANZHOU COAL MINING CO-H	38,000	29.450000	1,119,100.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	100,000	6.450000	645,000.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	160,000	5.820000	931,200.00	
ZTE CORP-H	2,730	26.800000	73,164.00	
ZTE CORP-H NEW	546	26.800000	14,632.80	
香港ドル 小 計	14,299,552	—	139,387,043.80 (1,455,200,737)	
マレーシアリングギット				
AMMB HOLDINGS BHD	44,000	6.340000	278,960.00	

	AXIATA GROUP BERHAD	95,000	4.940000	469,300.00	
	BERJAYA SPORTS TOTO BHD	7,928	4.200000	33,297.60	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	1,400	48.000000	67,200.00	
	BURSA MALAYSIA BHD	22,500	7.880000	177,300.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	111,800	8.220000	918,996.00	
	DIGI.COM BHD	10,500	29.400000	308,700.00	
	GAMUDA BHD	14,900	3.650000	54,385.00	
	GENTING BHD	64,900	11.360000	737,264.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	127,900	3.640000	465,556.00	
	IJM CORP BHD	59,100	6.210000	367,011.00	
	IOI CORPORATION BHD	106,400	5.310000	564,984.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	11,700	21.020000	245,934.00	
	MALAYAN BANKING BHD	102,000	8.770000	894,540.00	
	MAXIS BHD	100,000	5.410000	541,000.00	
	MISC BHD	17,500	7.310000	127,925.00	
	MMC CORP BHD	14,000	2.920000	40,880.00	
	PETRONAS GAS BHD	33,700	11.220000	378,114.00	
	PLUS EXPRESSWAYS BHD	20,000	4.480000	89,600.00	
	PPB GROUP BERHAD	16,300	16.660000	271,558.00	
	PUBLIC BANK BHD-FOREIGN MKT	16,500	13.080000	215,820.00	
	RHB CAPITAL BHD	3,700	8.870000	32,819.00	
	SIME DARBY BERHAD	82,800	9.050000	749,340.00	
	SP SETIA BHD	13,950	4.100000	57,195.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	100,000	6.050000	605,000.00	
	UMW HOLDINGS BHD	6,500	7.120000	46,280.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	113,560	1.590000	180,560.40	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	30,000	2.230000	66,900.00	
	マレーシアリングット 小 計	1,348,538	—	8,986,419.00 (243,531,954)	
タイバーツ					
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	23,700	96.750000	2,292,975.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	40,000	169.000000	6,760,000.00	
	BANK OF AYUDHYA PUBLIC-NVDR	23,300	28.500000	664,050.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	6,000	760.000000	4,560,000.00	
	BEC WORLD PUBLIC CO LTD-NVDR	9,300	37.000000	344,100.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	150,000	31.500000	4,725,000.00	
	CP ALL PCL-NVDR	98,600	45.750000	4,510,950.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	60,000	54.250000	3,255,000.00	
	KASIKORN BANK PCL-NVDR	40,000	128.000000	5,120,000.00	
	PTT AROMATICS & REFINIG-NVDR	20,500	40.750000	835,375.00	
	PTT CHEMICAL PCL-NVDR	6,500	160.000000	1,040,000.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	38,400	178.500000	6,854,400.00	
	PTT PCL-NVDR	24,000	368.000000	8,832,000.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	8,300	381.000000	3,162,300.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	27,300	116.500000	3,180,450.00	
	タイバーツ 小 計	575,900	—	56,136,600.00 (151,568,820)	
フィリピンペソ					
	AYALA CORPORATION	1,600	385.000000	616,000.00	
	AYALA LAND INC	70,000	16.420000	1,149,400.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	100,000	58.650000	5,865,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	10,200	94.000000	958,800.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	21,400	251.000000	5,371,400.00	
	PHILIPPINE LONG DISTANCE TEL	2,500	2,462.000000	6,155,000.00	
	SM INVESTMENTS CORP	9,400	566.000000	5,320,400.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	37,000	12.000000	444,000.00	
	フィリピンペソ 小 計	252,100	—	25,880,000.00 (48,913,200)	
インドネシアルピア					
	ADARO ENERGY TBK PT	400,000	2,325.000000	930,000,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK PT	46,500	2,250.000000	104,625,000.00	
	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	36,000	24,050.000000	865,800,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	56,000	59,250.000000	3,318,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	276,000	7,350.000000	2,028,600,000.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	116,000	6,050.000000	701,800,000.00	
	BANK MANDIRI TBK PT	327,000	7,150.000000	2,338,050,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	330,000	3,950.000000	1,303,500,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	260,000	6,300.000000	1,638,000,000.00	
	BUMI RESOURCES TBK PT	375,500	3,600.000000	1,351,800,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	25,000	41,350.000000	1,033,750,000.00	

INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	33,500	17,000.000000	569,500,000.00	
INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	247,000	5,650.000000	1,395,550,000.00	
INTERNATIONAL NICKEL INDONES	24,000	4,925.000000	118,200,000.00	
PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	382,500	4,175.000000	1,596,937,500.00	
SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	116,000	9,350.000000	1,084,600,000.00	
TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	6,500	21,800.000000	141,700,000.00	
TELEKOMUNIKASI INDONESIA TBK	82,000	7,600.000000	623,200,000.00	
UNILEVER INDONESIA TBK PT	55,000	15,000.000000	825,000,000.00	
UNITED TRACTORS TBK PT	18,500	22,900.000000	423,650,000.00	
UNITED TRACTORS TBK PT-RIGHT	2,242	7,449.000000	16,700,658.00	
インドネシアルピア 小 計	3,215,242	—	22,408,963,158.00 (215,126,046)	
メキシコペソ				
ALFA S.A.B. -A	11,000	166.590000	1,832,490.00	
AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	390,000	30.490000	11,891,100.00	
CEMEX SAB-CPO	185,222	9.440000	1,748,495.68	
COCA-COLA FEMSA SAB-SER L	14,200	97.510000	1,384,642.00	
COMPARTAMOS SAB DE CV	56,000	21.830000	1,222,480.00	
DESARROLLADORA HOMEX SAB DE	2,400	50.240000	120,576.00	
EMBOTELLADORAS ARCA SAB-NOM	26,000	70.100000	1,822,600.00	
FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	50,000	72.490000	3,624,500.00	
GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	27,000	48.240000	1,302,480.00	
GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	38,000	25.020000	950,760.00	
GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	18,700	43.370000	811,019.00	
GRUPO ELEKTRA SA	2,000	514.750000	1,029,500.00	
GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	18,400	56.170000	1,033,528.00	
GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	5,100	58.960000	300,696.00	
GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	96,342	37.700000	3,632,093.40	
GRUPO MODELO S.A.B.-SER C	19,200	71.950000	1,381,440.00	
GRUPO TELEvisa SA-SER CPO	68,500	54.370000	3,724,345.00	
INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	1,100	401.790000	441,969.00	
KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	12,200	68.460000	835,212.00	
MEXICHEM SAB DE CV-*	14,000	46.660000	653,240.00	
MINERA FRISCO SAB DE CV-A1	18,700	47.100000	880,770.00	
TELEFONOS DE MEXICO SAB-L	209,900	10.420000	2,187,158.00	
URBI DESARROLLOS URBANOS SAB	9,300	25.380000	236,034.00	
WALMART DE MEXICO-SER V	177,200	34.170000	6,054,924.00	
メキシコペソ 小 計	1,470,464	—	49,102,052.08 (341,259,261)	
ブラジルレアル				
AES TIETE SA-PREF	700	24.750000	17,325.00	
ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	8,100	12.570000	101,817.00	
ANHANGUERA EDUCACIONAL PARTI	5,000	35.600000	178,000.00	
B2W COM GLOBAL DO VAREJO	500	22.890000	11,445.00	
BANCO BRADESCO SA-PREF	15,686	31.470000	493,638.42	
BANCO DO BRASIL S.A.	15,900	29.050000	461,895.00	
BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	10,000	18.700000	187,000.00	
BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	11,000	18.400000	202,400.00	
BM&FBOVESPA SA	51,800	11.800000	611,240.00	
BR MALLS PARTICIPACOES SA	8,000	17.650000	141,200.00	
BRADSPAR SA -PREF	9,000	37.690000	339,210.00	
BRASIL TELECOM SA-PREFERENCE	3,300	15.110000	49,863.00	
BRASKEM SA-PREF A	2,000	21.870000	43,740.00	
BRF - BRASIL FOODS SA	17,000	29.060000	494,020.00	
CCR SA	7,000	49.000000	343,000.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	2,500	22.450000	56,125.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	2,000	28.410000	56,820.00	
CETIP SA-BALCAO ORGANIZADO	8,000	26.800000	214,400.00	
CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	4,500	71.200000	320,400.00	
CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	6,000	50.270000	301,620.00	
CIA DE BEBIDAS DAS AMERIC-RTS	24	5.300000	127.20	
CIA DE TRANSMISSAO DE ENE-PF	300	50.230000	15,069.00	
CIA DE TRANSMISSAO DE EN-RTS	2	0.340000	0.68	
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	3,700	30.600000	113,220.00	
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	2,667	31.000000	82,677.00	
CIA HERING	7,000	35.000000	245,000.00	
CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	1,500	43.550000	65,325.00	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	1,600	47.290000	75,664.00	
CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	9,200	22.350000	205,620.00	
CIELO SA	12,360	13.160000	162,657.60	

COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	900	22.590000	20,331.00	
CPFL ENERGIA SA	500	46.900000	23,450.00	
CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	6,000	15.910000	95,460.00	
DIAGNOSTICOS DA AMERICA SA	10,000	22.400000	224,000.00	
DURATEX SA	14,760	13.300000	196,308.00	
EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	500	40.000000	20,000.00	
ELETROPAULO METROPOLI-PREF	1,100	31.110000	34,221.00	
EMBRAER SA	20,900	13.300000	277,970.00	
FIBRIA CELULOSE SA	1,000	24.720000	24,720.00	
GAFISA SA	20,000	8.650000	173,000.00	
GERDAU SA-PREF	7,200	16.890000	121,608.00	
HYPERMARCAS SA	7,000	16.890000	118,230.00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA	23,950	36.830000	882,078.50	
ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	63,520	11.970000	760,334.40	
ITAUSA-INVESTIMENTOS-RTS	598	1.950000	1,166.10	
JBS SA	5,100	5.600000	28,560.00	
KLABIN SA-PREF	34,000	5.790000	196,860.00	
LOJAS AMERICANAS SA-PREF	2,853	14.960000	42,680.88	
LOJAS RENNER S.A.	2,500	57.750000	144,375.00	
MARFRIG ALIMENTOS SA	2,500	14.750000	36,875.00	
METALURGICA GERDAU SA-PREF	8,500	20.790000	176,715.00	
MMX MINERACAO E METALICOS SA	15,000	9.150000	137,250.00	
MRV ENGENHARIA	6,000	14.080000	84,480.00	
MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	5,000	34.420000	172,100.00	
NATURA COSMETICOS SA	2,000	42.000000	84,000.00	
OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	31,000	14.270000	442,370.00	
PDG REALTY SA	21,000	9.100000	191,100.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS	22,800	27.210000	620,388.00	
PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	57,200	24.010000	1,373,372.00	

[次へ](#)

(単位：円)

通貨

銘柄

株式数

評価額

単価

金額

備考

ブラジルリアル

PORTO SEGURO SA

900

25.400000

22,860.00

REDECARD SA

4,400

24.000000

105,600.00

ROSSI RESIDENCIAL SA

12,000

14.000000

168,000.00

SOUZA CRUZ SA

15,000

17.800000

267,000.00

SUZANO PAPEL E CELULOSE SA

2,500

15.160000

37,900.00

TELE NORTE LESTE PART

400

31.610000

12,644.00

TELE NORTE LESTE PART-PREF

4,200

26.300000

110,460.00

TELEMAR NORTE LESTE SA-PR A

300

53.910000

16,173.00

TIM PARTICIPACOES SA-PREF

4,300

7.230000

31,089.00

TRACTEBEL ENERGIA SA

7,500

27.400000

205,500.00

ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF

8,000

27.740000

221,920.00

USINAS SIDER MINAS GER-PF A

17,000

15.200000

258,400.00

USINAS SIDERURGICAS DE MINAS

5,200

23.200000

120,640.00

VALE FERTILIZANTES SA -PRF

1,400

16.350000

22,890.00

VALE SA

14,300

48.360000

691,548.00

VALE SA-PREF A

31,300

43.170000

1,351,221.00

VIVO PARTICIPACOES SA-PREF

4,500

64.300000

289,350.00

ブラジルリアル 小 計

752,920

—

16,227,716.78
(814,144,550)

韓国ウォン

AMOREPACIFIC CORP

150

1,084,000.000000

162,600,000.00

BS FINANCIAL GROUP INC

1,800

14,800.000000

26,640,000.00

CHEIL INDUSTRIES INC

1,600

121,000.000000

193,600,000.00

CJ CHEILJEDANG CORP

500

242,500.000000

121,250,000.00

DAEGU BANK

7,000

17,100.000000

119,700,000.00

DAELIM INDUSTRIAL CO LTD

600

117,000.000000

70,200,000.00

DAEWOO INTERNATIONAL CORP

618

38,350.000000

23,700,300.00

DAEWOO SECURITIES CO LTD

2,600

21,600.000000

56,160,000.00

DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE

4,500

44,400.000000

199,800,000.00

DONGBU INSURANCE CO LTD

450

50,300.000000

22,635,000.00

DONGKUK STEEL MILL CO LTD

400

44,400.000000

17,760,000.00

DOOSAN HEAVY INDUSTRIES

600

65,200.000000

39,120,000.00

DOOSAN INFRACORE CO LTD

5,000

28,700.000000

143,500,000.00

GS ENGINEERING & CONSTRUCT

1,300

124,000.000000

161,200,000.00

GS HOLDINGS

2,500

87,000.000000

217,500,000.00

HANA FINANCIAL GROUP

3,800

44,900.000000

170,620,000.00

HANKOOK TIRE CO LTD

900

41,700.000000

37,530,000.00

HANWHA CHEMICAL CORP

4,000

47,750.000000

191,000,000.00

HONAM PETROCHEMICAL CORP

600

394,000.000000

236,400,000.00

HYNIX SEMICONDUCTOR INC

14,000

33,700.000000

471,800,000.00

HYOSUNG CORPORATION

1,200

86,900.000000

104,280,000.00

HYUNDAI DEPT STORE CO

900

160,000.000000

144,000,000.00

HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY

1,400

31,050.000000

43,470,000.00

HYUNDAI ENGINEERING & CONST

2,500

83,900.000000

209,750,000.00

HYUNDAI GLOVIS CO LTD

750

150,000.000000

112,500,000.00

HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES

730

485,500.000000

354,415,000.00

HYUNDAI MIPO DOCKYARD

550

179,000.000000

98,450,000.00

HYUNDAI MOBIS

1,800

350,000.000000

630,000,000.00

HYUNDAI MOTOR CO

3,700

247,500.000000

915,750,000.00

HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD

700

82,800.000000

57,960,000.00

HYUNDAI SECURITIES CO

8,500

13,150.000000

111,775,000.00

HYUNDAI STEEL CO

1,800

134,500.000000

242,100,000.00

INDUSTRIAL BANK OF KOREA

3,500

19,100.000000

66,850,000.00

KB FINANCIAL GROUP INC

6,500

55,900.000000

363,350,000.00

KCC CORP

60

350,000.000000

21,000,000.00

KIA MOTORS CORPORATION

5,000

76,000.000000

380,000,000.00

KOREA ELECTRIC POWER CORP

1,800

28,550.000000

51,390,000.00

KOREA EXCHANGE BANK

4,000

9,230.000000

36,920,000.00

KOREA GAS CORPORATION

400

36,700.000000

14,680,000.00

KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO

3,000

37,350.000000

112,050,000.00

KOREAN AIR LINES CO LTD

800

69,100.000000

55,280,000.00

KT&G CORP

1,800

65,100.000000

117,180,000.00

LG CHEM LTD

1,100

520,000.000000

572,000,000.00

LG CORP

2,800

97,400.000000

272,720,000.00

LG DISPLAY CO LTD

2,500

40,300.000000

100,750,000.00

LG ELECTRONICS INC	2,500	113,500.000000	283,750,000.00	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	400	412,000.000000	164,800,000.00	
LG UPLUS CORP	11,000	6,110.000000	67,210,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	145	491,500.000000	71,267,500.00	
LS CORP	230	110,500.000000	25,415,000.00	
LS INDUSTRIAL SYSTEMS	250	78,900.000000	19,725,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	300	43,650.000000	13,095,000.00	
NCSoft CORPORATION	600	264,500.000000	158,700,000.00	
NHN CORP	1,250	209,500.000000	261,875,000.00	
OCI CO LTD	450	572,000.000000	257,400,000.00	
POSCO	1,400	470,000.000000	658,000,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	2,000	76,400.000000	152,800,000.00	
SAMSUNG CARD CO	3,000	53,400.000000	160,200,000.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,800	106,000.000000	190,800,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2,320	892,000.000000	2,069,440,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	390	629,000.000000	245,310,000.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	1,100	231,500.000000	254,650,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	550	223,000.000000	122,650,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	5,300	45,300.000000	240,090,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	1,600	98,200.000000	157,120,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	950	184,500.000000	175,275,000.00	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	950	83,800.000000	79,610,000.00	
SAMSUNG TECHWIN CO LTD	1,080	85,200.000000	92,016,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	7,000	50,900.000000	356,300,000.00	
SHINSEGAE CO LTD	900	270,000.000000	243,000,000.00	
SK BROADBAND CO LTD	2,500	4,250.000000	10,625,000.00	
SK HOLDINGS CO LTD	800	190,000.000000	152,000,000.00	
SK INNOVATION CO LTD	1,180	226,000.000000	266,680,000.00	
SK TELECOM	900	162,500.000000	146,250,000.00	
S-OIL CORPORATION	500	143,000.000000	71,500,000.00	
WOONGJIN COWAY CO LTD	600	35,900.000000	21,540,000.00	
WOORI INVESTMENT & SECURITIE	6,300	20,450.000000	128,835,000.00	
YUHAN CORPORATION	582	133,000.000000	77,406,000.00	
韓国ウォン 小 計	171,535	—	15,266,669,800.00 (1,149,580,235)	
ニュー台湾ドル				
ACER INC	38,168	53.500000	2,041,988.00	
ASIA CEMENT CORP	46,350	38.400000	1,779,840.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	20,307	264.500000	5,371,201.50	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	25,000	183.500000	4,587,500.00	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	178,700	46.800000	8,363,160.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	160,000	25.150000	4,024,000.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	76,000	80.000000	6,080,000.00	
CHIMEI INNOLUX CORP	80,112	28.450000	2,279,186.40	
CHINA AIRLINES LTD	180,000	19.000000	3,420,000.00	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	114,130	11.950000	1,363,853.50	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	100,000	33.700000	3,370,000.00	
CHINA PETROCHEMICAL DEV CORP	100,000	34.700000	3,470,000.00	
CHINA STEEL CORP	255,327	35.100000	8,961,977.70	
CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	219,640	26.550000	5,831,442.00	
CLEVO COMPANY	8,403	63.500000	533,590.50	
COMPAL ELECTRONICS	91,775	32.500000	2,982,687.50	
DELTA ELECTRONICS INC	42,220	124.500000	5,256,390.00	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	220,000	21.700000	4,774,000.00	
EPISTAR CORP	40,000	89.000000	3,560,000.00	
FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	65,000	52.500000	3,412,500.00	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	51,408	45.850000	2,357,056.80	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	18,000	43.650000	785,700.00	
FARGLORY LAND DEVELOPMENT CO	8,000	68.500000	548,000.00	
FENG HSIN IRON & STEEL CO	7,000	51.600000	361,200.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	138,375	26.350000	3,646,181.25	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	81,000	109.500000	8,869,500.00	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	19,150	99.500000	1,905,425.00	
FORMOSA PLASTICS CORP	81,000	116.500000	9,436,500.00	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	29,298	134.500000	3,940,581.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	102,894	42.150000	4,336,982.10	
HIWIN TECHNOLOGIES CORP	10,000	298.000000	2,980,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	162,840	110.500000	17,993,820.00	
HTC CORP	16,757	1,175.000000	19,689,475.00	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	169,433	23.000000	3,896,959.00	

INOTERA MEMORIES INC	40,000	13.750000	550,000.00	
INVENTEC CORP	29,400	15.350000	451,290.00	
KGI SECURITIES CO LTD	35,000	15.150000	530,250.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	1,020	895.000000	912,900.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	57,284	36.000000	2,062,224.00	
MACRONIX INTERNATIONAL	180,000	18.550000	3,339,000.00	
MEDIATEK INC	25,042	350.000000	8,764,700.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	265,000	24.800000	6,572,000.00	
NAN YA PLASTICS CORP	123,750	84.300000	10,432,125.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS COR	8,000	88.900000	711,200.00	
PEGATRON CORP	16,976	30.750000	522,012.00	
POLARIS SECURITIES CO LTD	30,000	20.100000	603,000.00	
POU CHEN	25,500	27.400000	698,700.00	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	7,000	103.500000	724,500.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	7,000	156.000000	1,092,000.00	
QISDA CORP	43,000	15.500000	666,500.00	
QUANTA COMPUTER INC	92,150	59.000000	5,436,850.00	
RICHTEK TECHNOLOGY CORP	4,200	192.000000	806,400.00	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	35,000	83.200000	2,912,000.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	100,000	12.200000	1,220,000.00	
SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	15,000	229.500000	3,442,500.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	287,000	14.000000	4,018,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	18,137	71.500000	1,296,795.50	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	51,742	17.300000	895,136.60	
TAIWAN CEMENT	75,706	39.650000	3,001,742.90	
TAIWAN COOPERATIVE BANK	180,000	24.350000	4,383,000.00	
TAIWAN FERTILIZER CO LTD	10,000	97.800000	978,000.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	46,000	73.400000	3,376,400.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	525,000	75.000000	39,375,000.00	
TATUNG CO LTD	18,959	13.900000	263,530.10	
TPK HOLDING CO LTD	4,000	888.000000	3,552,000.00	
TRIPOD TECHNOLOGY CORP	25,000	132.000000	3,300,000.00	
U-MING MARINE TRANSPORT CORP	7,000	62.000000	434,000.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	35,000	49.600000	1,736,000.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	135,800	42.000000	5,703,600.00	
WALSIN LIHWA CORP	190,000	15.900000	3,021,000.00	
WINTEK CORP	70,000	41.000000	2,870,000.00	
WISTRON CORP	58,819	51.500000	3,029,178.50	
WPG HOLDINGS LTD	60,000	53.600000	3,216,000.00	
YOUNG FAST OPTOELECTRONICS	2,000	182.000000	364,000.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	147,000	19.900000	2,925,300.00	
YULON MOTOR COMPANY	13,000	63.900000	830,700.00	
ニュー台湾ドル 小 計	6,056,772	—	303,230,231.85 (861,173,858)	
チェココルナ				
CEZ AS	5,000	952.900000	4,764,500.00	
KOMERCNI BANKA AS	300	4,205.000000	1,261,500.00	
TELEFONICA O2 CZECH REPUBLIC	4,600	420.000000	1,932,000.00	
チェココルナ 小 計	9,900	—	7,958,000.00 (37,880,080)	
ハンガリーフォリント				
MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	1,000	23,400.000000	23,400,000.00	
OTP BANK PLC	7,400	6,299.000000	46,612,600.00	
RICHTER GEDEON NYRT	250	37,330.000000	9,332,500.00	
ハンガリーフォリント 小 計	8,650	—	79,345,100.00 (34,538,922)	
ポーランドズロチ				
ASSECO POLAND SA	700	52.750000	36,925.00	
BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	500	95.350000	47,675.00	
BANK PEKAO SA	3,300	176.000000	580,800.00	
BANK ZACHODNI WBK SA	300	229.000000	68,700.00	
BRE BANK SA	1,000	342.000000	342,000.00	
CYFROWY POLSAT SA	1,200	16.900000	20,280.00	
GLOBE TRADE CENTRE SA	4,400	20.520000	90,288.00	
KGHM POLSKA MIEDZ SA	4,000	185.000000	740,000.00	
PBG SA	100	150.900000	15,090.00	
PGE SA	19,500	23.900000	466,050.00	
PKO BANK POLSKI SA	18,000	43.120000	776,160.00	
POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	11,500	52.900000	608,350.00	
POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I	80,200	3.900000	312,780.00	

POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	1,100	384.000000	422,400.00	
TAURON POLSKA ENERGIA SA	60,000	6.320000	379,200.00	
TELEKOMUNIKACJA POLSKA SA	8,700	18.360000	159,732.00	
TVN SA	1,700	17.350000	29,495.00	
ポーランドズロチ 小 計	216,200	—	5,095,925.00 (150,125,950)	
南アフリカランド				
ABSA GROUP LTD	10,400	135.550000	1,409,720.00	
AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	12,100	37.450000	453,145.00	
AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	3,500	203.000000	710,500.00	
ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	2,200	630.000000	1,386,000.00	
ANGLOGOLD ASHANTI LTD	10,300	309.990000	3,192,897.00	
ARCELORMITTAL SOUTH AFRICA	4,260	79.610000	339,138.60	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	9,300	82.690000	769,017.00	
AVENG LTD	3,300	34.200000	112,860.00	
BIDVEST GROUP LTD	6,900	151.000000	1,041,900.00	
DISCOVERY HOLDINGS LTD	20,000	37.300000	746,000.00	
EXXARO RESOURCES LTD	900	171.500000	154,350.00	
FIRSTRAND LTD	69,600	19.990000	1,391,304.00	
GOLD FIELDS LTD	18,000	107.320000	1,931,760.00	
HARMONY GOLD MINING CO LTD	7,000	92.450000	647,150.00	
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	14,400	184.730000	2,660,112.00	
IMPERIAL HOLDINGS LTD	1,900	115.800000	220,020.00	
INVESTEC LTD	2,300	52.740000	121,302.00	
KUMBA IRON ORE LTD	3,000	452.000000	1,356,000.00	
MASSMART HOLDINGS LTD	7,000	139.200000	974,400.00	
MMI HOLDINGS LTD	50,000	16.950000	847,500.00	
MTN GROUP LTD	42,000	140.400000	5,896,800.00	
MURRAY & ROBERTS HOLDINGS	2,300	26.300000	60,490.00	
NASPERS LTD-N SHS	9,500	388.190000	3,687,805.00	
NEDBANK GROUP LTD	2,000	140.100000	280,200.00	
NETCARE LTD	55,900	14.150000	790,985.00	
PICK N PAY STORES LTD	4,500	42.000000	189,000.00	
PRETORIA PORTLAND CEMENT CO	17,200	25.700000	442,040.00	
REMGRO LTD	15,000	110.900000	1,663,500.00	
REUNERT LTD	1,900	60.000000	114,000.00	
RMB HOLDINGS LTD	21,500	27.500000	591,250.00	
RMI HOLDINGS	21,500	11.700000	251,550.00	
SANLAM LTD	34,200	27.500000	940,500.00	
SAPPI LIMITED	22,700	34.620000	785,874.00	
SASOL LTD	10,500	360.500000	3,785,250.00	
SHOPRITE HOLDINGS LTD	14,500	100.200000	1,452,900.00	
SPAR GROUP LIMITED/THE	8,000	93.500000	748,000.00	
STANDARD BANK GROUP LTD	33,834	99.630000	3,370,881.42	
STEINHOFF INTL HOLDINGS LTD	23,147	24.680000	571,267.96	
TELKOM SA LTD	1,900	38.100000	72,390.00	
THE FOSCHINI GROUP LTD	1,900	88.640000	168,416.00	
TIGER BRANDS LTD	4,500	188.360000	847,620.00	
TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	11,200	72.850000	815,920.00	
VODACOM GROUP LTD	16,400	79.300000	1,300,520.00	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	39,000	29.200000	1,138,800.00	
南アフリカランド 小 計	671,441	—	50,431,034.98 (595,590,523)	
トルコリラ				
AKBANK T.A.S.	18,666	7.300000	136,261.80	
ANADOLU EFES BIRACILIK VE	7,000	21.950000	153,650.00	
BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	3,200	51.000000	163,200.00	
ENKA INSAAT VE SANAYI AS	12,222	6.080000	74,309.76	
EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	6,000	4.280000	25,680.00	
EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK NEW	2,062	4.050000	8,351.10	
HACI OMER SABANCI HOLDING	20,000	7.560000	151,200.00	
KOC HOLDING AS	27,000	7.640000	206,280.00	
TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	5,500	45.400000	249,700.00	
TURK HAVA YOLLARI AO	5,714	4.490000	25,655.86	
TURK TELEKOMUNIKASYON AS	18,000	8.000000	144,000.00	
TURKIYE GARANTI BANKASI	50,000	7.400000	370,000.00	
TURKIYE HALK BANKASI	4,000	12.450000	49,800.00	
TURKIYE IS BANKASI-C	19,726	5.140000	101,391.64	
TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	11,000	3.860000	42,460.00	
YAPI VE KREDI BANKASI	40,000	4.390000	175,600.00	

トルコリラ 小 計	250,090	—	2,077,540.16 (106,390,831)	
ユーロ				
SBERBANK OF RUSSIA(GDR)	2,100	255.000000	535,500.00	
ユーロ 小 計	2,100	—	535,500.00 (61,818,120)	
合 計	30,389,709	—	8,182,033,658 (8,182,033,658)	

(注１) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注２) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(２) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通 貨		口数 (口)	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
アメリカドル				
投資証券	ISHARES MSCI INDIA ETF	92,600	678,758.00	
	投資証券 小 計	92,600	678,758.00 (55,081,211)	
アメリカドル 小 計		92,600	678,758.00 (55,081,211)	
ユーロ				
投資証券	LYXOR ETF MSCI INDIA	41,000	464,735.00	
	投資証券 小 計	41,000	464,735.00 (53,649,008)	
ユーロ 小 計		41,000	464,735.00 (53,649,008)	
合 計		—	108,730,219 (108,730,219)	

(注１) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注２) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 74銘柄	97.20%	—	23.10%
	投資証券 1銘柄	—	2.80%	0.66%
香港ドル	株式 119銘柄	100.00%	—	17.55%
マレーシアリングット	株式 28銘柄	100.00%	—	2.94%
タイバーツ	株式 15銘柄	100.00%	—	1.83%
フィリピンペソ	株式 8銘柄	100.00%	—	0.59%
インドネシアルピア	株式 21銘柄	100.00%	—	2.59%
メキシコペソ	株式 24銘柄	100.00%	—	4.12%
ブラジルレアル	株式 76銘柄	100.00%	—	9.82%
韓国ウォン	株式 78銘柄	100.00%	—	13.87%
ニュー台湾ドル	株式 76銘柄	100.00%	—	10.39%
チェココルナ	株式 3銘柄	100.00%	—	0.46%
ハンガリーフォリント	株式 3銘柄	100.00%	—	0.42%
ポーランドズロチ	株式 17銘柄	100.00%	—	1.81%
南アフリカランド	株式 44銘柄	100.00%	—	7.18%
トルコリラ	株式 16銘柄	100.00%	—	1.28%
ユーロ	株式 1銘柄	53.54%	—	0.75%
	投資証券 1銘柄	—	46.46%	0.65%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成23年5月31日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	114,221,980
II 負 債 総 額	148,466
III 純資産総額（I－II）	114,073,514
IV 発 行 済 口 数	104,282,684 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0939 (1万口当たり 10,939)

<参考>

「新興国株式インデックスマザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成23年5月31日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	8,916,677,749
II 負 債 総 額	12,218,437
III 純資産総額（I－II）	8,904,459,312
IV 発 行 済 口 数	5,411,195,462 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.6456 (1万口当たり 16,456)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成23年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成23年5月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）

等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年5月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	348	6,063,836
追加型公社債投資信託	18	468,134
単位型株式投資信託	9	44,822
単位型公社債投資信託	9	167,464
合 計	384	6,744,256

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第25期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第26期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	8,675,536	※2	17,056,128
有価証券	※2	14,000,000	※2	10,000,000
前払費用		136,193		156,230
未収入金	※2	45,397	※2	19,641
未収委託者報酬		4,345,110		4,517,987
未収収益	※2	43,835	※2	63,656
繰延税金資産		407,456		429,080
金銭の信託	※2	500,000	※2	30,000
その他		8,190		28,070
流動資産合計		28,161,721		32,300,796
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	333,687	※1	306,543
器具備品	※1	158,971	※1	184,985
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,697,691		1,696,560
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		787,767		909,905
ソフトウェア仮勘定		72,475		146,761
その他		112		68
無形固定資産合計		876,178		1,072,557
投資その他の資産				
投資有価証券		11,797,311		9,405,012
関係会社株式		431,812		431,812
長期性預金	※2	5,000,000	※2	7,000,000
長期差入保証金	※2	1,030,783	※2	797,041
長期前払費用		142		52
繰延税金資産		474,632		442,254
その他		16,075		15,035
投資その他の資産合計		18,750,756		18,091,208
固定資産合計		21,324,626		20,860,326
資産合計		49,486,347		53,161,123

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	51,838	47,528
未払金		
未払収益分配金	274,776	245,085
未払償還金	1,607,485	1,328,820
未払手数料	※2 1,748,905	※2 1,768,519
その他未払金	52,889	104,042
未払費用	※2 1,034,566	※2 1,240,586
未払消費税等	104,853	184,873
未払法人税等	1,727,215	2,228,870
賞与引当金	580,826	550,000
デリバティブ債務	7,536	—
その他	—	227,518
流動負債合計	7,190,892	7,925,844
固定負債		
退職給付引当金	68,206	105,461
役員退職慰労引当金	66,197	76,024
時効後支払損引当金	—	196,123
固定負債合計	134,404	377,609
負債合計	7,325,296	8,303,454
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	31,383,254	34,903,313
利益剰余金合計	38,723,843	42,243,903
株主資本合計	40,946,071	44,466,131
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,277,237	391,537
評価差額金		
繰延ヘッジ損益	△62,258	—
評価・換算差額等合計	1,214,979	391,537
純資産合計	42,161,050	44,857,668
負債純資産合計	49,486,347	53,161,123

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	40,630,847	48,411,622
その他営業収益		
投資顧問料	7,619	16,400
その他	85,040	236,596
営業収益合計	40,723,506	48,664,618
営業費用		
支払手数料	※2 17,208,659	※2 19,778,797
広告宣伝費	579,833	696,640
公告費	7,195	7,795
調査費		
調査費	799,697	895,558
委託調査費	5,231,920	8,991,373
事務委託費	183,931	243,109
営業雑経費		
通信費	98,055	98,144
印刷費	607,867	569,763
協会費	35,983	37,616
諸会費	5,761	6,248
事務機器関連費	841,349	880,509
営業費用合計	25,600,255	32,205,558
一般管理費		
給料		
役員報酬	194,520	199,168
給料・手当	3,445,656	3,576,037
賞与引当金繰入	580,826	550,000
福利厚生費	458,092	492,032
交際費	21,080	23,412
旅費交通費	108,299	156,920
租税公課	102,967	108,850
不動産賃借料	654,768	655,939
退職給付費用	177,435	163,440
役員退職慰労引当金繰入	18,448	18,106
固定資産減価償却費	382,798	406,176
諸経費	287,163	369,603
一般管理費合計	6,432,057	6,719,689
営業利益	8,691,194	9,739,370

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	30,250	29,543
有価証券利息	※2 29,170	※2 11,040
受取利息	※2 19,853	※2 20,465
投資有価証券償還益	73,517	371,171
収益分配金等時効完成分	421,674	438,693
その他	8,586	8,257
営業外収益合計	583,053	879,170
営業外費用		
投資有価証券償還損	181,632	192,004
収益分配金等時効完成分支払額	10,520	—
時効後支払損引当金繰入	—	666
事務過誤費	7,510	32,187
その他	3,626	7,757
営業外費用合計	203,289	232,615
経常利益	9,070,957	10,385,925
特別利益		
投資有価証券売却益	231,903	351,930
ゴルフ会員権売却益	10,190	—
特別利益合計	242,093	351,930
特別損失		
投資有価証券売却損	129,159	127,114
過年度時効後支払損引当金繰入	—	204,138
固定資産除却損	※1 701	※1 3,431
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	37,264
その他	—	2,429
特別損失合計	129,860	374,378
税引前当期純利益	9,183,190	10,363,477
法人税、住民税及び事業税	3,627,233	4,027,373
法人税等調整額	△118,635	△25,800
法人税等合計	3,508,597	4,001,573
当期純利益	5,674,592	6,361,903

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
前期末残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	27,520,492	31,383,254
当期変動額		
剰余金の配当	△1,811,830	△2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	31,383,254	34,903,313
利益剰余金合計		
前期末残高	34,861,082	38,723,843
当期変動額		
剰余金の配当	△1,811,830	△2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	38,723,843	42,243,903
株主資本合計		
前期末残高	37,083,309	40,946,071
当期変動額		
剰余金の配当	△1,811,830	△2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
当期変動額合計	3,862,761	3,520,059
当期末残高	40,946,071	44,466,131
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△621,031	1,277,237
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,898,269	△885,699
当期変動額合計	1,898,269	△885,699
当期末残高	1,277,237	391,537
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	△62,258

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△62,258	62,258
当期変動額合計	△62,258	62,258
当期末残高	△62,258	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△621,031	1,214,979
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836,011	△823,441
当期変動額合計	1,836,011	△823,441
当期末残高	1,214,979	391,537
純資産合計		
前期末残高	36,462,278	42,161,050
当期変動額		
剰余金の配当	△1,811,830	△2,841,844
当期純利益	5,674,592	6,361,903
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836,011	△823,441
当期変動額合計	5,698,772	2,696,617
当期末残高	42,161,050	44,857,668

重要な会計方針

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券：時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	—
3. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	同 左
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
5. 引当金の計上基準		
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
(4) 時効後支払損引当金	—	時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の手法		
(1) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。	—
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 a. ヘッジ手段…株価指数先物 ヘッジ対象…投資有価証券 b. ヘッジ手段…株式関連オプション ヘッジ対象…投資有価証券	—

(3) ヘッジ方針	当社の内規である「ヘッジ取引に関する内規」に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。	—
(4) ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の騰落率とヘッジ手段の騰落率を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。	—
7.消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

重要な会計方針の変更

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ12,085千円、税引前当期純利益は49,350千円減少しております。

追加情報

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—	従来は時効が成立し、利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者から支払請求を受けた時点で支払予定額を費用計上しておりましたが、信頼性のある見積もりを行うための社内体制を整備し、当事業年度より将来の支払見込額を合理的に見積もることが可能となりました。そのため、当事業年度より受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上しております。この結果、従来の方法に比べて経常利益は8,014千円多く計上され、税引前当期純利益は196,123千円少なく計上されています。

注記事項

（貸借対照表関係）

項目	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 152,240千円 器具備品 167,633千円	建物 181,085千円 器具備品 227,109千円
※2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,272,377千円 有価証券 14,000,000千円 未収入金 2,072千円 未収収益 43,545千円 金銭の信託 500,000千円 長期性預金 5,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,005,639千円 未払費用 153,908千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 13,335,700千円 有価証券 10,000,000千円 未収入金 1,500千円 未収収益 63,656千円 金銭の信託 30,000千円 長期性預金 7,000,000千円 長期差入保証金 788,590千円 未払手数料 986,786千円 未払費用 134,713千円

（損益計算書関係）

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1.固定資産除却損の内訳	器具備品 701千円	器具備品 3,431千円
※2.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 11,148,518千円 有価証券利息 26,197千円 受取利息 19,853千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 11,685,424千円 有価証券利息 8,718千円 受取利息 20,465千円

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,811,830千円
- ② 1株当たり配当額 14,600円
- ③ 基準日 平成21年3月31日
- ④ 効力発生日 平成21年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,841,844千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 22,900円
- ④ 基準日 平成22年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成22年7月1日

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 2,841,844千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 22,900円 |
| ③ | 基準日 | 平成22年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成22年7月1日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 3,189,318千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 25,700円 |
| ④ | 基準日 | 平成23年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 平成23年6月30日 |

(金融商品関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。このうち一部の投資信託については価格変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引は、投資信託に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした先物取引及びオプション取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「6.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資信託については、内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	8,675,536	8,675,536	—
(2) 有価証券	14,000,000	14,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,345,110	4,345,110	—
(4) 長期性預金	5,000,000	5,007,477	7,477
(5) 投資有価証券	11,533,054	11,533,054	—
(6) 未払手数料	(1,748,905)	(1,748,905)	—
(7) 未払法人税等	(1,727,215)	(1,727,215)	—
(8) デリバティブ取引(*2)	(7,536)	(7,536)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)有価証券並びに(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

(6)未払手数料、並びに(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,675,536	—	—	—
未収委託者報酬	4,345,110	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	14,000,000	—	—	—
投資信託	—	3,044,412	62,645	—
長期性預金	—	5,000,000	—	—
合計	27,020,647	8,044,412	62,645	—

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	17,056,128	17,056,128	—
(2) 有価証券	10,000,000	10,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	—
(4) 長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5) 投資有価証券	9,140,755	9,140,755	—
(6) 未払手数料	(1,768,519)	(1,768,519)	—
(7) 未払法人税等	(2,228,870)	(2,228,870)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

(6) 未払手数料及び(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	—	—	—
未収委託者報酬	4,517,987	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	—	—	—
投資信託	—	2,032,211	1,152,101	—
長期性預金	—	7,000,000	—	—
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	—

(有価証券関係)

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,083,784	4,825,309	1,258,474
	小 計	6,083,784	4,825,309	1,258,474
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	5,449,270	5,692,652	△243,382
	小 計	5,449,270	5,692,652	△243,382
合 計		11,533,054	10,517,961	1,015,092

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	11,600	—	10,920
債券	—	—	—
その他	1,988,176	253,043	118,239
合 計	1,999,776	253,043	129,159

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小 計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	5,114,022	5,236,164	△122,142
	小 計	5,114,022	5,236,164	△122,142
	合 計	9,140,755	8,712,663	428,091

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額264,257千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,283,999	392,809	127,114
合 計	4,283,999	392,809	127,114

(デリバティブ取引関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の手法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	先物取引（売建）	投資有価証券	373,043	—	△7,536

(注) 時価の算定方法 取引所の価格及び決算日の為替レートによっております。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

重要な取引はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△661,846	△567,377
(2) 年金資産	416,582	309,065
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△245,263	△258,311
(4) 未認識数理計算上の差異	177,056	152,850
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	△68,206	△105,461
(6) 退職給付引当金	△68,206	△105,461

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用	28,685	28,585
(2)利息費用	11,367	9,774
(3)期待運用収益	△6,824	△6,248
(4)数理計算上の差異の費用処理額	57,581	37,969
(5)退職給付費用	90,809	70,080
(6)その他	86,626	93,360
(7)合計	177,435	163,440

(注)「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(1)割引率	1.5%	同左
(2)期待運用収益率	1.5%	同左
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4)数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における従業員 の平均支払期間以内の一定 の年数（8年）による定額法に より、翌事業年度より費用処理 しております。	同左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	669,724	651,260
投資有価証券評価損	849,883	408,754
ゴルフ会員権評価損	9,710	9,710
未払事業税	136,281	172,269
賞与引当金	236,338	223,795
役員退職慰労引当金	26,935	30,934
退職給付引当金	27,753	42,912
減価償却超過額	54,520	39,127
委託者報酬	106,666	92,577
長期差入保証金	—	20,080
時効後支払損引当金	—	79,802
その他	62,287	34,708
繰延税金資産 小計	2,180,101	1,805,934
評価性引当額	△1,298,012	△898,045
繰延税金資産 合計	882,088	907,888
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△36,553
繰延税金負債 合計	—	△36,553
繰延税金資産(負債)の純額	882,088	871,334

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
投資有価証券評価損認容	△2.1	投資有価証券評価損認容	△2.9
その他	△0.4	その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,064,069千円	未払手数料	285,840千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409千円	長期差入保証金	833,144千円
						投資の助言	投資助言料	186,556千円	未払費用	99,917千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,084,449千円	未払手数料	719,799千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	49,000,000千円	有価証券	14,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	26,197千円	未取利息	1,234千円
							マルチコーラブル預金の預入	5,000,000千円	長期性預金	5,000,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,869千円	未取利息	1,597千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,822,731千円	未払手数料	397,272千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,481,369 千円	未払手数料	294,093 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入保証金	783,794 千円
						投資の助言	投資助言料	189,915 千円	未払費用	88,454 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,204,055 千円	未払手数料	692,693 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	41,000,000 千円	有価証券	10,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	8,718 千円	未収利息	675 千円
							マルチコーラブル預金の預入	9,000,000 千円	現金及び預金	6,000,000 千円
									長期性預金	7,000,000 千円
					マルチコーラブル預金に係る受取利息	18,499 千円	未収利息	3,069 千円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	3,000 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,447,569 千円	未払手数料	408,084 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)は、平成22年5月1日付で三菱UFJ証券(株)から商号変更をしております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	339,739円97銭	361,469円71銭
1株当たり当期純利益	45,726円70銭	51,265円16銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	5,674,592	6,361,903
普通株式に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	5,674,592	6,361,903
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成23年3月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成23年3月末現在）	③事業の内容
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	50,710 百万円	銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成23年5月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成23年3月18日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成22年8月2日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国株式インデックスオープンの平成22年6月21日から平成23年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国株式インデックスオープンの平成23年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。